

No.	給付金名	課税判断	目的	対象	支給金額	所得種類	担当課
1	甲府市子ども就学支援給付金	非課税	新型コロナウイルス感染症のまん延の影響で家計が急変し経済的に就学が困難と認められる小中学生の保護者へ就学援助として支給する給付金	小中学生の保護者で令和2年2月から令和3年3月までの間の連続する3か月の世帯収入を年次換算した額が生活保護基準の1.3倍以下のもの	給食費、学用品費、入学準備金、校外活動費、修学旅行費の実費（上限あり）	-	教育委員会 学事課 055-223-7322
2	テイクアウト支援事業補助金	課税	新型コロナウイルス感染拡大により売り上げ減少の影響を受けた飲食店を支援することを目的とする。	甲府市内に事業所を有し飲食店を営んでいる、従業員5人以内（パート、アルバイトは除く）の小規模事業者で、これまで店舗内での飲食の提供を行ってきたが、新型コロナウイルスの影響でテイクアウトを開始、または拡充した事業者を対象	最大3万円	事業所得	商工課商店街活性化係 055-237-5693
3	甲府市事業継続家賃補助事業補助金	課税	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上の減少など大きな影響を受けた市内事業者の事業継続を支援することを目的とする。	市内において店舗等を賃借し、当該店舗において事業を営む中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者）で、次に掲げるすべての要件を満たす事業者とする。 (1) 令和2年3月から5月までのいずれか1か月における売上額が前年同月の売上額より50パーセント以上減少した又は令和2年3月から5月までの3か月の売上平均額が30パーセント以上減少した事業者。 (2) 国の持続化給付金の不給付要件に該当する事業者でないこと（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと等）。 (3) 営業に関して必要な許認可等を取得していること。 (4) 令和2年3月1日時点において開業し、申請時において営業している者で、引き続き1年以上営業する意思があること。 (5) 令和2年1月31日納期以前の市税を滞納していないこと。 (6) 甲府市観光事業者等衛生対策補助金（要綱産第2号）の交付を受ける者でないこと。 (7) 代表者又は役員等が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。	最大10万円	事業所得	商工課商店街活性化係 055-237-5693
4	甲府市観光事業者等衛生対策補助金	課税	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた観光事業者等が行う、感染拡大防止に係る初期対策や今後の経済活動の回復期を見据えた衛生対策に必要な物品の購入費用等の一部を負担することで、観光客や事業者の安全を確保する態勢を整えとともに、事業者の負担軽減を図ることを目的とする。	甲府市内に事業所を有し、観光客に直接サービスを提供する事業者（宿泊業、交通事業、小売業、飲食業）	令和2年4月1日～令和2年12月31日に支出した必要な物品等調達に要した経費の5分の4を補助 【補助上限額】 ・宿泊業：5,000円～500,000円 ・交通事業：50,000円～500,000円 ・小売業：50,000円 ・飲食業：50,000円	事業所得	観光課 055-237-5702
5	甲府市事業継続支援給付金支給事業	課税	国の経済対策を補完し、市内中小企業者及び小規模事業者の再起の糧となる支援金を給付することで、事業者の事業継続を支援することを目的とする。	甲府市内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者のうち、2019年3月から6月までのいずれかの月における売上高と2020年の同月の売上高を比較して、20%以上50%未満減少していること、もしくは事業開始後1年未満で前年の売上高と比較できない場合は、事業開始から2020年6月までのうち、いずれか連続する3か月の売上高の平均と2020年3月から6月までのいずれか1か月の売上高を比較して、20%以上50%未満減少していること。	一事業者につき一律10万円	事業所得	商工課商工業係 055-237-5695